

令和2年度 事業計画書

社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会

令和2年度事業計画

今日の社会福祉を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進展、社会的孤立や生活困窮、地域社会や家族形態の変容、さらには個人の価値観やライフスタイルの多様化を背景に生活課題や福祉課題が複雑化しています。

社会福祉協議会は、長年にわたり、「誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」「福祉のまちづくり」のため、活動に取り組んできました。こうした地道な実践の積み重ねは、在宅福祉サービス制度の創設と基盤整備、住民ニーズと課題に応じた児童・障がい者・高齢者、低所得者等への福祉諸制度の創設につながり、各種制度が改革を重ね発展してきたことによって、今日の地域福祉推進に至っています。そして、このような地域福祉活動の歴史と潮流は、現在、国が進めている「地域共生社会」の実現につながるものです。

国が示した「地域共生社会」づくりでは、地域におけるコミュニティを育成することで、地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互の役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを進めることとしています。

地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域住民や福祉組織・関係者が主体となって連携・協働し、地域の生活課題や福祉課題を解決するための活動を展開していくことが求められています。

基本方針

令和2年度は、社会福祉を取り巻く情勢を踏まえ、本年6月に策定が完了する「宍粟市社協第4次地域福祉推進計画」と「第6期経営検討委員会」から報告された「宍粟市社協経営改善計画」に基づき、具体的な事業に取り組めます。

1) 法人運営事業

法人組織の適正で活発な運営を図るため、部会制度や常務理事設置等について検討し、円滑な事業実施ができるよう組織運営に努めます。また、令和2年3月に設立した「宍粟市社会福祉法人連絡協議会」においては、市内の社会福祉法人と連携を図り、地域福祉の推進を図ります。

4月1日に譲渡される一宮保健福祉センターの施設運営と老朽化した施設設備の改修を行います。

2) 地域支援事業

住民が主体となり地域での支え合いや見守り活動を効果的に実践するため、各自治会における福祉連絡会の充実と「地域見守り会議」の開催、ご近所ボランティア活動の推進、福祉学習プログラムやふくしの出前講座を活用した福祉学習の開催、各種ボランティア養成講座の開催などに取り組みます。

3) 生活支援事業

日常生活を営む上での様々な生活課題・地域課題を解決するため、関係機関との連携を図りながら、日常生活自立支援事業の推進、生活困窮者支援・ひきこもり支援等の各種相談事業の実施、資金の貸付、今年5年目となる生活支援体制整備事業などに取り組みます。

4) 介護保険事業・障害福祉事業

宍粟市、特に北部地域での安定的な経営と効率的な運営を行うため、居宅介護支援事業は波賀・千種事業所を統合し、山崎・一宮・千種の3事業所とし活動します。訪問介護事業は、みなみ、きたの出張所を廃止し、山崎・波賀を本拠とします。通所介護事業は職員の適正配置や稼働率を上げるため、定員を35名から30名に減員します。訪問入浴事業は通所介護やミニデイサービスとの一体的な体制で効率的なサービス提供を目指します。ミニデイサービスは北部域の介護予防を強化するため、山崎を一宮に集約し、波賀・千種の3事業所とします。相談支援事業は、宍粟市から「一般相談支援事業」を新たに受託し、サービス等利用計画の策定が必要な方だけでなく、障がいを持つ方からの相談を広く受け付けます。

5) 労務管理等

昨年4月から「働き方改革関連法」が段階的に施行され、職員一人ひとりがより良い将来の展望を持てるような職場づくりが求められています。

職員の健康管理や職場の環境について協議する安全衛生委員会の毎月開催や職員の健康管理と指導を徹底し、安心して働ける職場づくりをめざします。

事業の詳細については、以下の「令和2年度個別活動事業計画表」のとおりです。

○令和2年度個別活動事業計画表

1. 法人運営事業

1)法人運営事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		理事会の開催	社協の各事業が円滑に進むよう、理事会を開催し、方針を協議する	年6回程度
(2)		理事会の新たなあり方の検討	議論をより活発にするための部会制度の導入や常務理事の設置等について検討する	随時
(3)		評議員会の開催	6月に定時評議員会を開催し、事業報告、決算の承認を行う。3月には、事業計画と予算の承認を行う。補正予算等重要事項の承認が必要な場合は随時開催する	6月 3月
(4)		監事監査の実施	半期と決算時に監事による監査を受ける。監査結果は法人の運営や各事業の改善に活かす	5月 11月
(5)		幹部職員会議の開催	支部・課の状況や事業について情報を共有するとともに、全体調整を行う	毎月
(6)	■	旧一宮保健福祉センターの運営管理	4月1日をもって市から譲り受ける一宮保健福祉センターについて、登記等譲渡の手続きを行うとともに、施設の運営管理を行う。また建物や設備等の改修・修理を進める	6月 通年
(7)	■	第4次地域福祉推進計画1年次の推進	第4次地域福祉推進計画を着実に推進するため進める会を設置し、取り組みの進捗状況を点検・評価し、改善策を検討する	下半期
(8)		善意銀行への預託推進	地域福祉を推進するための資金となる「善意銀行へ預託する運動」を推進し、住民や事業所へ協力を呼びかける。預託いただいた方については、毎月の広報紙で紹介する	通年
(9)		善意月間の推進	6月1日の「善意の日」にちなみ、住民に善意の取り組みの呼びかけを行うとともに、自治会を通じ「善意の預託袋」を配布し協力を依頼する	6月
(10)		社協一般会員の加入促進	自治会の協力により各戸に社協一般会員への加入を呼びかける	6月～7月
(11)		賛助会員の募集促進	民生委員・児童委員、福祉委員など関係者へ加入を呼びかけるとともに企業・事業所にも依頼し、賛助会員の拡大をめざす	1月～3月

(12)		赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい運動への協力	宍粟市共同募金委員会の行う赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい運動に協力し、募金を呼びかける	10月～12月
(13)	■	地域福祉を推進するための新たな活動財源確保の検討	クラウドファンディングやスポンサー企業の募集等地域福祉活動財源を確保するため新たな手法の検討を進めるとともに、民間団体が募集する助成事業について該当するものがあれば応募する	通年
(14)		社協広報紙の毎月発行	住民が主役の紙面づくりを目指し、社協や地域の取り組みを紹介する。また善意銀行、共同募金配分金の使途について報告し、地域福祉活動のための資金確保につなげる	毎月
(15)		ホームページによる情報発信	社協活動やボランティア活動等様々な情報を発信するとともに、社協への意見や要望をホームページを通じ広く募集する	通年
(16)		役員研修の実施	社協役員としての見識を高めるため、県社協が主催する講演会やセミナー等へ参加するとともに、講師を招き研修を行う	8月 10月
(17)		支部地域福祉推進委員会の活性化	支部地域福祉推進委員と職員が協力し、地域の情報の把握に努めるとともに、福祉活動に取り組み、支部地域福祉推進委員会の活性化に取り組む	通年
(18)		総合相談受付システムの活用	総合相談受付システムを積極的に活用し、情報の共有を図るとともに、社協に寄せられる相談内容の集計を行う	通年
(19)		健康福祉部との連携会議の開催	行政と社協の情報共有の場として毎月開催し、連携強化を図る	毎月
(20)	■	市内の社会福祉法人連絡会の組織化と連携の機会づくり	市内にある18ある社会福祉法人と連携し、地域貢献活動に取り組むため連絡会を立ち上げ、情報交換や協議を進める	通年
(21)		保健・医療・福祉・介護に関する機関とのネットワークづくり	「地域ケア推進会議」や「医療と介護連携会議」等に出席し情報を共有することで、保健・医療・福祉・介護に関する機関・事業者との連携を深める	通年
(22)		苦情の受付と解決体制の充実	寄せられた苦情は事業に取り組む上での課題として捉え解決を目指すとともに、重要な苦情については第三者委員会で報告。社協全体で解決を目指す	通年

(23)		事業の改善提案制度の導入	役職員から事業や体制についての改善提案を受け付け、協議し、積極的に業務改善を進める	通年
(24)	■	第8回穴粟市地域福祉のつどいの開催	4次計画の活動内容や進捗状況を報告するとともに、穴粟市で実践の地域づくりや支え合い活動を紹介する	10月

2. 地域支援事業

1)地域コミュニティ事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		自治会福祉連絡会と福祉委員の設置	小地域福祉活動を効果的に実践するため、各自治会に福祉連絡会の設置を推進する。また、福祉連絡会の一員として自治会の隣保数に応じた福祉委員の選出を進める	通年
(2)		小地域福祉活動説明会の開催	小地域福祉活動について、福祉連絡会への活動のメニューの提案や活動推進費（助成金）の交付等説明を行う（各支部開催）	5月
(3)		代表福祉委員連絡会議の開催	支部かわら版の配布や研修会の開催など代表福祉委員がリーダーとして役割を担えるよう協議の場を設ける（一宮・波賀）	通年
(4)		福祉委員研修会の開催	穴粟市内の福祉委員を対象に研修会を行う。福祉委員の役割や活動内容について学ぶ（各支部で開催）	7月
(5)	■	地域見守り会議の開催	福祉連絡会やふれあい喫茶・サロンでの話し合いの場で、見守りや支援が必要な方の情報を共有する「地域見守り会議」の開催と定着をめざす	通年
(6)		ふれあい喫茶・サロンの活動支援	小地域福祉活動の一環として居場所づくりや集いの場として取り組まれている、ふれあい喫茶やサロン活動への運営支援を行う	通年
(7)		福祉連絡会等への職員派遣	地域見守り会議やふくしの出前講座、ふれあい喫茶・喫茶など、福祉連絡会などからの職員派遣の要請に対し柔軟に対応する	通年
(8)	■	ご近所ボランティア活動の推進	生活のちょっとした困りごと（ゴミ出しや買い物、雪かき等）をお互い様で助けあう活動をさまざまな機会に啓発し、近所同士で助け合い・支え合いの意識向上をめざす	通年

(9)		民生委員・児童委員活動との連携	日頃の民生委員活動と連携し見守りが必要な方の状況について社協へつないでもらえる関係を構築する（配食サービスや歳末たすけあい事業、福祉資金貸等での協力）	通年
(10)		住民と職員による集いの場づくり	地域や住民同士のつながりを深めるため、支部地域福祉推進委員や自治会関係者（福祉連絡会等）との協働で集いの場をつくる	通年
(11)	■	福祉学習プログラム（小中学生向け）の活用	それぞれのプログラムのめあてを明確にし、教職員や地域ボランティアと協力しながら、福祉学習プログラムを活用し福祉学習に取り組む	通年
(12)		ふくしの出前講座の実施	まちづくり、見守り、防災、介護等をテーマに、当事者やボランティア、社協職員等が協力し、学校や地域、企業等での福祉学習に取り組む	通年
(13)		学校福祉学習への支援	学校における福祉学習での講師やボランティアのコーディネート、体験プログラムの助言や社協職員の派遣等を行い学習を支援する	通年
(14)		トライやるウィークの受け入れ	社協活動について学ぶ機会を提供する（対象：中学2年生）。社協PRの貴重な機会となっており、地域福祉と介護部門が連携を図りながらプログラムをつくる	6月
(15)	■	地域・教職員向けの福祉学習指導ボランティア研修会の開催	福祉学習プログラムやふくしの出前講座を活用した学習を支援する地域ボランティアや教職員向けに、福祉学習指導ボランティアの研修を行う	上半期
(16)		第65回こどもホームステイ事業の実施	児童養護施設のこどもたちが家庭の雰囲気を経験するためホームステイとして受入れる	7月
(17)	■	悩みを抱える当事者（組織）の居場所づくり	悩みを抱える当事者やご家族が気軽に相談や話ができる居場所づくりを進め、当事者同士が悩みを分かち合い、励まし合い、支え合えるグループづくりを専門機関と協働して進めていく	通年
(18)		在宅介護者のつどいの開催	在宅で介護されている方々の情報交換や介護の勉強会など場づくりの提供を行う	通年
(19)		子育てサロンの開催	子育て中のお母さんや子どもたちが気軽に集まり、話をしたり遊んだり、育児に関する相談や情報交換ができる場として子育てサロンを実施する（山崎）	通年

(20)	■	ひきこもりへの理解を深める機会づくり	行政、NPO団体、民生委員・児童委員、商工会、支援者、社協等が相互交流を深め、情報の共有を図り、地域において、お互い様の気持ちで、理解し合えるための学び合う場づくりを進める	通年
(21)		生活困窮者支援実務担当者会の開催	行政と社協の担当で、生活困窮者支援に関する協議や情報を交換し包括的な支援につなぐ	毎月
(22)		食のセーフティネット事業の実施	一時的に生活が困窮し緊急性があり、十分な食事を取ることが出来ない方への支援として、善意銀行で受け入れた食品を支援する	通年
(23)		福祉団体への活動支援	福祉団体の事務局を担いそれぞれの団体（市・支部）の活動支援を行う 老人クラブ連合会・身体障害者福祉協会・遺族会	通年
(24)		声の広報（朗読テープ・CDの配布等）の実施	ボランティアの協力により、声の広報（朗読テープ・CDの配布等）を作成し、障がい配慮した情報の発信を行う	通年
(25)		ふれあい郵便“あいめ〜る”の実施	75歳以上のひとり暮らし高齢者にお便りボランティアと波賀民児協の協力により手紙を届ける（波賀）	通年
(26)		遊具・備品等の貸出	ふれあい喫茶や地域のイベント・行事などで活用できる備品等の貸出を行う。葬祭用具についても一般備品として貸出しを行う	通年
(27)		福祉イベントの開催および地域で開催される行事への参加	行政等が企画するまつりやイベント、地域で開催される行事へ参加し社協活動をPRする	通年

2)ボランティアセンター運営事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		ボランティア活動の需給調整（コーディネート）	ボランティア活動の調整や、地域の多様な相談について助言を行う	通年
(2)		ボランティア活動グループ助成事業の実施	ボランティア活動グループ等への助成を行う（善意銀行預託金を活用）	7月
(3)	■	ボランティア・市民活動センターリーフレットの作成	ボランティアセンターの機能やボランティア活動等、市民の方が手にとって分かりやすいリーフレットを作成する	通年

(4)		ひょうごボランティア基金活動助成事業での申請支援	ひょうごボランティア基金活動助成の申請事務手続き等を支援する（窓口業務）	通年
(5)		ボランティア災害共済加入手続き等支援	ボランティア災害共済への加入の手続き等を支援する（窓口業務）	通年
(6)		夏休みボランティアスクールの実施	児童や生徒等を対象に夏休みを利用したボランティア教室を開催する。講師はボランティア活動者等の協力をいただき、交流を図りながら学ぶ	8月
(7)	■	点訳ボランティア養成講座の実施	視覚障がいのある方の情報保障手段の一つである点字について学び、点訳のボランティアを養成する	5月
(8)		お出かけ会「アイちゃん」の活動支援	視覚障がいのある方の社会参加を支援する、お出かけ会「アイちゃん」の活動がスムーズにできるように支援する。毎月定例会を開催しメンバーのスキルアップにつながる機会を設ける	通年
(9)	■	男性介護者料理教室の実施	市内の男性介護者を対象に、簡単な料理や高齢者に優しい料理方法について。調理ボランティアに協力いただき学ぶ機会をつくる。介護者同士の交流も目的とする	上半期
(10)	■	企業・団体等の地域貢献活動の推進	企業や団体等と連携を図り、環境活動、ボランティア、寄付活動など、企業や団体等の地域への貢献活動を推進する	通年
(11)	■	第4期災害救援ボランティア養成講座の実施	市内での災害はだけでなく、他市町の災害救援活動に協力できる人材の確保に向けてボランティアの養成を行う	8月
(12)		災害ボランティアセンター設置訓練の実施	災害ボランティアセンター設置訓練として、宍粟市総合防災訓練に参加し、災害救援マニュアルの点検（災害V Cの組織体制や役割分担、諸様式、関係機関の連絡先、資機材の確認等）を行う	11月
(13)		災害救援機材や備品の計画的な備蓄	災害ボランティアセンターで必要とする機材や備品等を点検し、必要なものを備蓄する	通年
(14)		阪神淡路大震災と東日本大震災を風化させない取り組み	阪神淡路大震災や東日本大震災で行われる追悼行事に協力し、市内でも追悼行事を行う（竹灯ろうやろうそく作りなど）	1月 3月

3)一般募金配分金事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		小地域福祉活動助成事業の実施	小地域福祉活動を实践する「自治会福祉連絡会」に対し活動運営費の助成を行う。(1自治会：年間2万円+(元年度各自治会社協会員数×100円)	7月
(2)		集いの場・居場所づくり応援助成事業の実施(公募配分)	空き家や空き倉庫等を活用した、住民が気軽に集える居場所づくりに取り組む団体やグループに対し立ち上げ費用の一部を助成する(1団体：上限5万円)	6月～1月

4)歳末たすけあい配分金事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		あったか特別給食サービス	75歳以上のひとり暮らし世帯の希望者へ特別給食(お弁当)を配達する	12月下旬
(2)		あったか灯油配達サービス	75歳以上のひとり暮らし世帯の希望者へ灯油を配達する	12月～1月
(3)		社協カレンダー配布サービスの実施	75歳以上のひとり暮らし世帯の希望者へ社協特製カレンダーを配布する	11月
(4)		サンタクロース派遣事業の実施	市内幼稚園・保育園等施設へサンタクロースを派遣する	12月
(5)		赤い羽根こども劇場の開催	こどもの健全な文化を育てる舞台芸術鑑賞の機会をつくる	11月
(6)		新入学児童ランドセル購入助成事業の実施	来春小学校へ入学する子どものいるひとり親家庭等に対し、ランドセル購入費用に応じて一部を助成する	11月～1月
(7)		ひとり暮らし高齢者のつどいへの開催助成	ボランティア等が行う地域のひとり暮らし高齢者との交流事業に助成する	通年

5)敬老会事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		宍粟市内各地区・自治会・施設での敬老会の実施協力(助成等)	敬老会への補助金の交付、遊具の貸し出し、余興の調整等支援を行う	通年

3. 生活支援事業

1)生活福祉資金貸付事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		生活福祉資金の貸付支援	穴粟市との連携を取りながら、生活福祉資金の貸付支援および償還の相談、指導を行う	通年
(2)		生活福祉資金貸付調査委員会の開催	生活福祉資金の貸付支援に関し、必要な場合は貸付調査委員会を開催する	通年

2)まごころ福祉資金貸付事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		まごころ福祉資金の貸付	まごころ福祉資金貸付を行うとともに、未償還者への慎重な調査および適切な指導を行う	通年
(2)		債権管理（貸付金回収管理等）の強化	まごころ福祉資金の債権管理を強化するとともに、長期に亘って償還がない方への督促や償還を促す対応を進め、償還が見込めない債権については調査等を行い対応策を協議する	通年

3)日常生活自立支援事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		行政の関係部署との連携の強化	行政の関係部署が行う「地域ケア個別会議」に積極的に関わりながら連携と共有を図る	通年
(2)		西播磨成年後見支援センターとの連携	日常生活自立支援事業の利用者で成年後見制度が必要な状況になった時に円滑に利用につなげられるよう西播磨成年後見支援センターとの連携を図る	通年
(3)		日常生活自立支援事業の啓発と利用の推進	日常生活自立支援事業が、軽度な認知症等により金銭管理等の支援が必要な高齢者や障がい者に重要な制度であることの啓発と利用を進める 啓発の対象を行政職員、福祉サービス従事者、民生委員、当事者団体等とし、本会職員も研修機会を設ける	通年
(4)		日常生活自立支援事業「受理会議」の開催	新規ケース等の相談を受けた場合、この事業対象となるか否かの判断や援助できる内容などを検討するため、専門員や支部管理者、コミュニティワーカー等で受理会議を開催する	通年
(5)		生活支援員の登録の推進	日常生活自立支援事業の契約数増加への対応策も含め、生活支援員の登録を推進する	通年

(6)	成年後見支援に関する職員のスキルアップ	市民後見人養成研修に担当職員が参加するなど権利擁護のスキルを身につけ市民に向けた制度の啓発に取り組む	通年
(7)	障がい者の権利擁護を進める取組みの強化	障害者差別解消法が施行されたことに伴い相談支援事業所等と連携しながら障がい者の権利擁護を進める	通年

4)福祉機器貸出介護用品あっせん事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		介護用品の斡旋	介護負担軽減のため、紙オムツ等介護用品の購入を斡旋する（一宮、波賀、千種） また「介護用品支給事業」指定販売店として登録し、対象世帯の支援を行う	通年
(2)		福祉機材の貸出	介護負担軽減のため、ギャッジベッドや車いす等福祉機材の貸出しを行う	通年

5)総合相談事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		無料法律相談の実施	専門的な相談の受け皿として、社協が契約している弁護士による無料相談を実施し、日常生活の中での困りごとや悩みの解決を図る	年6回
(2)		総合相談受付システムの活用	各職員が受けたさまざまな相談をシステムに入力し、相談内容の共有を図る	通年
(3)		生活困窮者への相談支援の充実	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援員や就労支援員等と協議の場をもち、社協の役割を明確にしながら連携を進める	通年
(4)		ひきこもり支援の啓発	行政や関係団体、民生委員・主任児童委員との連携を図りながら、ひきこもりに対する情報提供や相談を実施し啓発を行う	通年

6)結婚相談・宍粟市出会いサポートセンター事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		結婚相談員による結婚相談所の開設	宍粟防災センターに結婚相談所を開設し、結婚相談員が結婚に向けた相談支援を行う	毎月1回
(2)		インターネットによる結婚相談の受け付け	インターネットによる相談受付を行い、必要に応じて結婚相談員につなぎ相談支援を行う	通年

(3)	各支部相談員会の開催	結婚相談員会を各支部定期的に開催し、支部間の情報交換を密にするために各支部合同の相談員会を開催する	通年
(4)	結婚相談員研修会の開催	結婚相談員の情報交換の場として研修会を開催する	年1回
(5)	出会いサポートセンター登録者の情報更新	本会で管理する登録者データについて、行政担当課と連携しながら情報更新を図る	通年
(6)	出会いサポートセンターの団体会員・協賛団体の見直し	団体会員・協賛団体の加入の見直しを行い、イベント等のサポート体制を強化する	通年
(7)	センスアップセミナーの実施	個人会員を対象にしたセンスアップセミナーを実施する	年2回
(8)	出会いイベント交流会の開催	市内施設の活用や市外バスツアー等の出会いイベント交流会を開催する	年2回

7)配食サービス事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		配食サービス事業の実施	孤立になりがちな高齢者の定期的訪問や見守り活動と合わせ、介護予防の役割を持たせた事業を展開する	週2回
(2)		栄養士の配置	本部に栄養士を配置し、各支部の調理ボランティアへの助言や利用料の取りまとめ、利用申込みの調整等、コーディネート機能を果たす	通年
(3)		配食サービス運営委員会の開催	配食サービスの運営やさまざまな課題について話し合う機会として運営委員会を開催する	年2回
(4)		調理ボランティアと配食・配送ボランティアの交流会の開催	配食サービスに係るボランティアの交流を図る機会を設け事業の充実につなげる（各支部）	年1回
(5)		配食サービス活動マニュアルの点検と活用	配食ボランティア活動時の緊急の場合に対応できるマニュアルや衛生管理マニュアルを職員やボランティアで活用し共有を図る	通年

8)生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター業務)

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		地域を元気にするための協議の場（住民主体の協議体）づくりへの支援	第2層域で住民を中心に企業や専門職等、福祉の枠を超えた情報共有や連携強化の場として、既存の組織（まちづくり組織等）と連携し、それぞれの特性を活かした協議の場づくりを進める。また、第3層は、コミュニティワーカーと連携し福祉連絡会（地域見守り会議）を協議の場と位置づけ広げていく	通年
(2)		地域の社会資源の把握と資源開発	「しそう“地域の宝物”リスト」を活用し、専門職や支援を必要とする方へ情報を発信する。リストの更新と情報を基に分かりやすい資源マップ等に活用する協議の場を通じて、不足しているサービスや住民主体の助け合い等について、地域資源の開発に向けた取り組みを支援する	更新時期 9月頃 資源開発 通年
(3)		生活支援サービスの開発	公的サービスでは対応できない個別ニーズや地域課題に対し、地域・企業・各種団体・社会福祉法人・NPO等と連携して、新たな生活支援サービス（買い物・移動手段など）を協働で生み出す	通年
(4)		高齢者の生活支援にかかわる団体事業者等との連携	生活支援体制の整備を図るため、団体事業者（NPO、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）とのネットワークを構築する	通年
(5)		生活支援サービスの担い手育成や活動支援	平成29年度から養成（第1期～3期）してきた、地域のふれあい活動や居場所づくりなど地域活動の担い手“元気な地域づくりサポーター”登録者の情報提供や活動の場づくり、スキルアップ研修や交流会を実施する	通年
(6)		生活支援にかかるニーズとサービスのマッチング	支援が必要な方とサービス提供者や地域の活動者とのマッチング（調整）を行う	通年
(7)		地域包括支援センターとの連携（地域ケア個別会議への参加等）	地域ケア個別会議に参加し、個別ケースの検討を通して、地域課題の発見や支援を必要とする方に生活支援等の情報や活動をつなげる取り組みを進める	通年
(8)		生活支援コーディネーターのスキルアップを図るための外部研修への参加	生活支援コーディネーター対象の研修会等に積極的に参加し、専門職としてのスキルアップを図る	通年

4. 介護保険事業・障害福祉事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		地域全体での地域福祉と介護・障害サービスの連携	社協内での連携に加え、地域全体での地域福祉と介護・障害サービスの連携をすすめる	通年
(2)		介護経営の強化とサービスの質の向上	毎月の経営に関する情報を的確に把握・分析し、経営体制を強化する	通年
			各専門性を活かし、業務に必要な資格取得を奨励する（介護福祉士・主任介護支援専門員・同行援護従事者等）	通年
			人材育成支援の取り組みを進める為に研修体制を充実させる	通年
(3)		保健・医療・福祉・介護・障害に係る機関とのネットワークの強化（法人運営再掲）	「地域ケア推進会議」や「医療と保健福祉連携会議」など、市内の保健・医療・福祉・介護・障害等分野を超えた連携をさらに深め、情報を共有する	通年

1) 居宅介護支援事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		居宅介護支援事業所の運営	地域全体の介護サービス提供体制を見据えながら、地域や関係機関と連携し、3つの事業所で居宅介護支援を行う	通年
(2)	■	事業所力の強化	地域支援課と連携し、管理者（主任介護支援専門員）が中心となって積極的に地域とかかわる機会を作る。さらに、事業所メンバーと協力して現状の改善に努める取り組みを行う	通年
			地域の身近な相談窓口としての役割が果たせるように法人内（地域福祉）との連携を強化する	
			個別ケースについて社協内部で検討と振り返りを行う	通年
(4)		ご利用者の自立に向けた支援の強化	アセスメント力の向上を図り、自立支援に向けたケアプランの作成と点検を行う	通年
			ケアマネジャーごとに作成する研修計画に沿って外部研修等に参加し、実践の結果を内部共有する	通年

2)訪問介護事業・居宅介護事業

個別活動項目		目標および具体的活動	実施時期
(1)	訪問介護事業所の運営	「宍粟市社協ヘルパーステーションみなみ・きた」を運営し、介護保険事業・日常生活支援総合事業及び居宅介護事業に取り組む	通年
(2)	事業所の健全運営	利用者が、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護計画に基づく生活全般にわたる援助を行う	通年
		サービス提供責任者が、毎月利用者数の増減を把握し、職員のマネジメントの向上を支援する	通年
(3)	専門職としての知識や技術の向上	みなみ・きた合同研修を年2回実施するとともに、外部・内部研修に全ヘルパーが年1回以上の参加をめざす	通年
(4)	若年者在宅ターミナルケア支援事業及び養育支援訪問事業の実施	市の委託による居宅介護等の事業を実施し、対象世帯への支援を行う	通年

3)通所介護事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		通所介護事業所「やすらぎ介護センター」の運営	居宅介護支援計画に沿った通所介護計画を作成する。利用者が安心して過ごせ家族支援を含めた重度者ケア、認知症ケアのサービス提供を行う	通年
(2)		地域や家庭に密着した通所介護の運営	社協の通所介護事業所として、地域の助け合いや社協地域福祉担当者と連携をとり、利用者を支え合う取り組みを進める	通年
(3)		やすらぎ介護センターだより『ひだまり』の発行	やすらぎ介護センターだよりの『ひだまり』を毎月発行し、事業所と利用者、利用者家族、居宅介護支援事業所等への情報提供を行う。またホームページに掲載し、広く周知する	毎月
(4)		専門職としての知識と資質の向上	個人目標に添った研修に参加してスキルの向上を図り、研修内容を共有する	通年
(5)		報告、連絡、相談のしやすい職場づくり	職員全員への情報共有を徹底し、報連相のできる働きやすい職場づくりをめざす	通年

4)訪問入浴介護事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)	■	訪問入浴介護事業所の運営	しそ入浴サービスの必要性を地域や事業所に呼びかけ、理解を深めることで利用者拡大につなげ、毎日4件以上を目指す	通年
(2)		介護サービスの連携	医療機関や他の介護サービスとの連携を強化し、安心・安全な入浴を目指す	通年
(3)		専門職としての知識や技術の向上	職員研修を計画的に実施し、職員の質の向上に努めるとともに、専門職としてのスキルアップに努める	通年
(4)		スタッフ会議の定例開催	毎月、入浴スタッフ会議およびケース検討会議を開催し、サービスの質の向上を目指す	毎月

5)ミニデイサービス事業

	個別活動項目	目標および具体的活動	実施時期
(1)	介護予防・生活支援サービス事業「短時間通所サービス」の受託運営	高齢者の生活機能の維持・向上および他者との交流を図ることを目的に取り組む	通年
(2)	■ 事業所の健全運営	新規利用者を開拓し、平均利用者プラス1名以上をめざす。北部域の介護予防を強化するため、一宮・波賀・千種の3事業所での介護予防に力を入れる	通年
(3)	法人内での連携強化とプログラムの開発	毎月担当者調整会議を開催し、支部間で情報共有する	通年
		利用者の満足度を満たすプログラムを考えるとともに、今年度は「転倒予防」に重点を置く	
		他職種との連絡を密に行い、事業の質の向上に努める	

6)相談支援事業

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		相談支援事業所の運営	利用者が希望する生活の実現に向けて、自己決定を尊重したサービス等利用計画書を作成する	通年
(2)	■	一般相談支援事業の受託	市からの委託により、サービス等利用計画の策定が必要な方だけでなく、障がいを持つ方からの相談を広く受け付ける	通年

(3)	専門職としての知識や技術の向上	相談支援部会や連絡会に参加し新たな制度や情報の収集に努める。相談支援の知識や技術の向上につながる研修や勉強会に積極的に参加する	通年
(4)	他職種との連携強化	社協内外を問わず関係する機関との連携を確実なものにするため、相談支援専門員から各関係機関へ積極的に働きかけ連携の強化を行う	通年

5. 労務管理等

	重点	事業等	活動内容	実施時期
(1)		安全衛生委員会の開催	安全衛生委員会を毎月開催し、職員の健康管理や職場環境について協議し、安心して働ける職場づくりをめざす	毎月
(2)		職員の健康管理と指導	職場内健診を年1回実施し、その結果に基づき産業医や衛生管理者による指導を行い、職員の健康増進につなげる	8月
(3)		職員のストレスチェックテストの実施	職員のストレス状況を把握するためストレスチェックテストを実施する。また職場のストレス軽減をめざし、研修会を実施する	8月
(4)		残業時間の上限規制の順守	毎週水曜日を「ノー残業デー」とするとともに、それ以外の日も早めの退社を職場内で呼びかけ、月45時間、年360時間の残業時間の上限を守る	通年
(5)		年次有給休暇の計画的な取得	10日以上の有給休暇を与えられた職員全員が、年間最低5日以上の有給休暇を計画的に取得できるよう、職場内で調整を図る	通年
(6)		雇用形態に関わらず公正な待遇の確保を目指す	2020年度から施行される「同一労働同一賃金」制度の施行に対応できるよう、規程の見直しを行うとともに、正規職員への登用等将来を見据えた人材確保を進める	通年
(7)		職員育成を目的とした人事考課の継続実施	年度当初に部署目標や個人目標を設定し、その達成に向けて努力することで専門性の向上など職員自身の成長につなげる	通年
(8)		職員研修プログラムの立案	職員だけでなく社協全体の専門性を高めるため、職場研修体系に基づいたプログラムを立案し、職場内の教育・研修を進める	通年

(9)	■	OJT・OFFJTによる職員育成	新人職員や経験の浅い職員に対し指導職員を配置し、実践的に知識や業務の取り組み方等を指導する。また、外部研修への参加を奨励し、専門性の向上や人材育成につなげる	通年
(10)		社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等専門資格取得の奨励	社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等業務に必要な資格の取得を奨励するとともに、資格取得に必要な研修に参加できるよう支援する	通年